

## ☆ 広告掲載にあたっての注意事項 ☆

- 1 広告掲載は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。
- 2 掲載する広告について、岩国市広告掲載要綱により、一定の基準を設けています。次のいずれかに該当する広告については、広告掲載はできません。
  - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
  - (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
  - (5) 講演会、研修会、シンポジウム、演奏会、記念事業、芸術・文化祭、スポーツ大会等の各種イベント（以下「イベント」という。）に関するもの
  - (6) その他市長が適切でないと認めるもの
- 3 申込みの際に、必要に応じて業務内容がわかる書類等の提出を求めることがあります。
- 4 応募者の数が募集の数を上回った場合は、選定委員会での抽選により広告主を決定します。
- 5 広告主が同一の募集枠を希望している場合には、選定委員会での抽選により掲載位置を決定します。
- 6 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合や広告主又は広告内容を不適当と判断したときは、広告掲載許可を取り消す場合があります。
- 7 掲載が決定された広告については、岩国市ホームページ等他の媒体に掲載されることがあります。
- 8 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うことになります。